

倫理審査委員会等の専門委員会に関する細則

国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院

承認者：病院長

承認年月日：2015年6月1日

版数：第1.0版

目次

第1条（適用）	3
第2条（任務）	3
第3条（委員）	3
第4条（組織）	3
第5条（議事）	3
第6条（委員以外の委員）	3
第7条（審議結果）	3
第8条（細則）	3
附則	3

(適用)

第1条 この細則は、国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院における倫理委員会及び臨床研究倫理審査委員会に関する規定第9章第18条に基づき、専門委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、倫理委員会または臨床研究倫理審査委員会の委員長（以下、倫理委員会等の長という。）から付託された専門の事項について調査検討する。

(委員)

第3条 委員会は、倫理委員会または臨床研究倫理審査委員会（以下、倫理委員会等という）委員1人以上を含む当院の専門家（若干人）の委員により組織する。

2 委員の任期は、倫理委員会等の長が必要と認めた期間とする。

(組織)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから倫理委員会等の長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 前項の出席委員のうち、1人以上は倫理委員会等も委員でなければならない。

(委員以外の委員)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議結果)

第7条 委員会は、付託された専門の事項に係る調査検討を行った場合は、その概要及び所見を専門委員会調査検討報告書（別紙様式）により、速やかに倫理委員会等の長に報告しなければならない。

(細則)

第8条 この細則の実施に関し疑義が生じたときは、倫理委員会等がこれを決定する。

附 則

1 新規作成（第1.0版、作成日：平成27年6月1日）

2 本細則は、2015年6月1日から施行する。

専門委員会調査検討報告書

【付託事項】

【調査検討概要】

【総合所見】

倫理委員会あるいは臨床試験倫理審査委員会 委員長 殿
上記のとおり報告します。

年 月 日

(所属・職名) (氏名)

専門委員会委員長	印
委員	印
委員	印
委員	印
委員	印
委員 印	